

特定産業分野の受入れ見込数の見直しに関する件

（経緯）

- 「産業機械製造業分野」における特定技能 1 号外国人数が受入れ見込数を超える状況となったことから、令和 4 年 4 月 1 日以降、入管法第 7 条の 2 第 4 項に基づき一時的に在留資格認定証明書の交付停止措置を講じた。
- 「素形材産業分野」、「産業機械製造業分野」及び「電気・電子情報関連産業分野」（製造 3 分野）の制度運用の実態等を踏まえ、これら 3 分野を統合し、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」（新分野）とすることが、令和 4 年 4 月 26 日、閣議決定され、政府基本方針及び分野別運用方針が変更された。
- 上記閣議決定を受け、令和 4 年 5 月 25 日、製造 3 分野の統合に係る関係省令等が公布・施行された。
これにより、「産業機械製造業」を対象としてなされた在留資格認定証明書の交付停止措置は失効し、従前の製造 3 分野に該当する事業所においては、新分野として特定技能外国人の受入れが可能となった。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により大きな経済情勢の変化が生じていると思われ、「産業機械製造業分野」に限らず、全ての特定産業分野に影響を与えているものと考えられることから、現在、特定産業分野を所管する省庁が各分野の受入れ見込数の精査を実施しているところ。

飲食料品製造業分野、製造業（製造 3 分野）は、受入れ見込数の向こう 5 年間の年限（令和 6 年 3 月）までに上限を超過する見込みであるため、全分野にて入管庁と対応を協議中。

特定産業分野及び業務区分一覧



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・建築物内部の清掃 [1業務区分]
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	(3分野統合) 31,450人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・電気機器組立て ・電子機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 [19業務区分]
国交省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ ・表装 ・とび ・建築大工 ・配管 ・建築板金 ・保温保冷 ・吹付ウレタン断熱 ・海洋土木工 [19業務区分]
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6業務区分]
	自動車整備	7,000人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 [1業務区分]
	航空	2,200人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]
	飲食料品製造業	34,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1業務区分]
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は、日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による帰国困難者に対する 在留資格上の特例措置の終了について

今後の対応

○出国者が増加している状況等を踏まえ、特例的な在留を認めている外国人の方について、現に有する在留資格の在留期限に応じ、以下のとおり帰国に向けた措置をとることとします。

① 在留期限が6月29日までの方

以下のとおり在留期間の更新を許可します。

- a. 「特定活動（6か月）」等で在留している方：「特定活動（4か月）」
- b. 「短期滞在（90日）」で在留している方：「短期滞在（90日）」

注1）現在許可されている範囲において引き続き就労できます。

注2）次回更新時には「特定活動（4か月）」又は「短期滞在（90日）」を「今回限り」として許可します。

② 在留期限が6月30日以降の方

「今回限り」として、以下のとおり在留期間の更新を許可します。

- a) 「特定活動（6か月）」等で在留している方：「特定活動（4か月）」
- b) 「短期滞在（90日）」で在留している方：「短期滞在（90日）」

注1）現在許可されている範囲において引き続き就労できます。

注2）帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなります。今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。

注3）上記の許可に係る在留期間を満了した場合には、在留期間の更新は認められません。

③ 新たに帰国困難を理由として在留を希望する方

令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、上記②の「今回限り」の措置を認めます。

注）「特定活動（雇用維持支援）」については最大1年（※「今回限り」）を許可します。

※「今回限り」の許可を受ける方は、「確認書」の提出が必要です。

特例措置終了の対象者

	対象者	従前の取扱い	新たな取扱い
1	元技能実習生	特定活動（6月・帰国困難・就労可）	特定活動（4月・帰国困難・就労可）
2	元留学生	特定活動（6月・帰国困難・週28時間以内の就労可）	特定活動（4月・帰国困難・週28時間以内の就労可）
3	元中長期在留者	特定活動（6月・帰国困難・就労不可）（※）	特定活動（4月・帰国困難・就労不可）（※）
4	短期滞在者	短期滞在（90日・帰国困難・就労不可）（※）	短期滞在（90日・帰国困難・就労不可）（※）
5	雇用維持支援対象者	特定活動（最大1年・雇用維持支援・就労可）	特定活動（最大1年・雇用維持支援・就労可） 注）更新時は4月
6	インターンシップ （告示9号） 製造業外国従業員 （告示42号）	特定活動（6月・帰国困難・就労可）	特定活動（4月・帰国困難・就労可）
7	元外国人家事支援人材	特定活動（6月・就職活動）	特定活動（4月・就職活動）

※ 資格外活動許可を受けることで週28時間以内の就労可

お問い合わせはこちらへ

① 入国手続や在留手続に関する各種のお問い合わせ

● 外国人在留総合インフォメーションセンター
☎ 0570-013904
(IP電話・海外からは03-5796-7112)

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



● 地方出入国在留管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



② 技能実習制度に係るお問い合わせ

● 外国人技能実習機構コールセンター
☎ 03-3453-8000

※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所（支所）の各窓口にご連絡ください。

<https://www.otit.go.jp/contact/>



<https://www.otit.go.jp/map/index.html#chihou>



③ 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等についてのお問い合わせ

● 外国人在留支援センター（FRESC / フレスク）
☎ 0570-011000
<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



※外国人在留支援センター（FRESC / フレスク）には、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

● 地域の相談窓口一覧

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



※地方公共団体が設置している窓口でも外国人の方の様々な相談に対応しています。

● ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター（東京）

☎ 03-3202-5535

外国人総合相談センター（埼玉）

☎ 048-833-3296

浜松外国人総合支援ワンストップセンター

☎ 053-458-1510

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



生活・就労ガイドブック ～日本で生活する外国人の皆さんへ～

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_index.html



外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人の適正な雇用にご協力ください

外国人の方々が、その能力を十分に発揮できるよう、外国人の人権に十分配慮した上で、より良い就労・生活環境の整備に努めていただくことにより、日本人と外国人がともに安全に安心して暮らせる共生社会の実現に向けてご協力をお願いします。

外国人の適正な雇用における注意点

外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日後の認識のギャップなどが挙げられます。そのため、出入国管理関係法令や労働関係法令の遵守に加えて、以下のような点にご注意ください。

● 異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です（コミュニケーションのために、必要に応じて、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。）。

● 外国人を雇用するに当たっては、あらかじめ雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などを丁寧に説明してください。

本国と給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や取りの額を示すなど、より具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

● 外国人労働者の人権に十分に配慮し、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの人権侵害等の不適正な行為がないか、適切に確認を行ってください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されません。



外国人を雇用した時は…

外国人（特別永住者、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方には、労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）に基づく外国人雇用状況の届出が義務付けられていますので、外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則適用の対象となります。）。「外国人雇用状況の届出」の詳細や届出の様式については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

※「外国人雇用状況の届出」には在留カード番号の記載が必要です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



不法就労防止にご協力ください。



不法就労とは？

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。在留カードを確認することで、所持する外国人が就労できるかどうかを容易に判別することができます。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

- 1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース**
(例) 〇密入国した人や在留期限の切れた人が働く
〇退去強制されることが既に決まっている人が働く
- 2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース**
(例) 〇観光等の短期滞在で目的で入国した人が許可を受けずに働く
〇留学生や難民認定申請中の人などが許可を受けずに働く
- 3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース**
(例) 〇外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場作業員として働く
〇留学生が許可された時間数を超えて働く

注意！

事業主も処罰の対象となります！

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒ **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合でも、処罰を免れません。)
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒ **退去強制の対象**
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
⇒ **30万円以下の罰金**

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には、**地方出入国在留管理局へ連絡したり出頭を促す**などしてください！

外国人を雇用する際には**在留カード**を確認してください！

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。**特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。**所持していなくても就労できる場合については「※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。



※ 仮放免許可は在留資格ではありません

仮放免は、入管法に基づく退去強制手続を受けている外国人について、病気その他やむを得ない事情がある場合に条件を付して、一時的に収容を停止し、例外的に身柄の拘束を解く措置です。

仮放免された外国人は退去強制手続中という立場であるため、原則として、仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」との条件が付されており、就労することはできません。なお、仮放免された外国人に当該条件が付されていないときなど、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カードの見方



ポイント1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合⇒
原則雇用はできませんが、ポイント2を確認してください。

※一部就労制限がある場合⇒制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」)
(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中の人については、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合⇒就労内容に制限はありません。

見本・SAMPLE



※在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」(短期滞在)の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため、確認結果にかかわらず、下記「在留カード真偽判断4つのポイント」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。**

偽造が疑われる在留カード等が発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ
<https://fapsc-immi.moj.go.jp/>

在留カード等読取アプリケーション
<https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/fac-support.html>

在留カード真偽判断4つのポイント
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>

このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽造されていないかを簡単に確認することができます。

動画ライブラリー
https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanni01_00182.html

アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。



ポイント2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント1で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」
(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(教育、技術・人文知識・国際業務、技能)に該当する活動・週28時間以内)」
(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
(資格外活動許可書を確認してください。)

2022年 6 月現在

○運営委員名簿

No.	役職	氏名	所属	役職等	部会
1	会長	水野 政義	農林水産省大臣官房	総括審議官	—
2	副会長	宮浦 浩司	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部	部長	飲食料品製造業部会長
3	副会長	安楽岡 武	農林水産省大臣官房	審議官（兼輸出・国際局・新事業・食品産業）	外食業部会長
4	委員	伏見 啓二	農林水産省畜産局	審議官（兼畜産局）	飲食料品製造業部会
5	委員	渡邊 毅	水産庁漁政部	部長	飲食料品製造業部会 水産加工分科会長
6	委員	石井 俊道	（一社）外国人食品産業技能評価機構	専務理事	—
7	委員	田辺 義貴	（一財）食品産業センター	専務理事	飲食料品製造業部会
8	委員	阿部 勲	（一社）日本パン工業会	専務理事	飲食料品製造業部会
9	委員	大隅 和昭	（一社）日本惣菜協会	常務理事	飲食料品製造業部会
10	委員	木村 均	（一社）日本冷凍食品協会	専務理事	飲食料品製造業部会
11	委員	吉井 巧	（一社）日本即席食品工業協会	専務理事	飲食料品製造業部会
12	委員	嵯峨 哲夫	（公社）日本べんとう振興協会	専務理事	飲食料品製造業部会
13	委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事	飲食料品製造業部会
14	委員	強谷雅彦	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事	飲食料品製造業部会
15	委員	鈴木 稔	（一社）日本食鳥協会	専務理事	飲食料品製造業部会
16	委員	竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会	専務理事	飲食料品製造業部会
17	委員	奥野 勝	（一社）日本かまぼこ協会	専務理事	飲食料品製造業部会
18	委員	石井 滋	（一社）日本フードサービス協会	常務理事	外食業部会
19	委員	山口 宏記	（公社）日本給食サービス協会	専務理事	外食業部会
20	委員	小城 哲郎	全国飲食業生活衛生同業組合連合会	専務理事	外食業部会
21	委員	井上 泰弘	（一社）大阪外食産業協会	業務執行理事 副会長	外食業部会
22	委員	礪部 哲郎	法務省出入国在留管理庁政策課	課長	—
23	委員	大濱 健志	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課	課長	—
24	委員	北浦 康弘	外務省領事局外国人課	課長	—
25	委員	吉田 暁郎	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	課長	—
26	委員	池戸 重信	宮城大学 名誉教授	名誉教授	—
27	委員	樋口 公人	（公社）国際人材革新機構	代表理事	—
28	委員	入来院 重宏	キリン社会保険労務士事務所	所長	—